

長野県市長会社会環境部会 次第

平成28年10月19日(水)

健康福祉部関係 13:00～

環境部関係 13:50～

県議会増築棟 3階 第2特別会議室

1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

2 会 議

(1) 県等に対する要望事項等について

(2) その他

3 閉 会

社会環境部会出席者名簿

平成28年10月19日(水)

県議会増築棟 3階 第2特別会議室

所 属	職 名	氏 名
13:00～13:50 健康福祉部	部 長	山 本 英 紀
	国民健康保険室長	蔵之内 充
	医師確保対策室長	牧 弘 志
	介護支援課長	井 上 雅 彦
	参事兼障がい者支援課長	岸 田 守
13:50～14:30 環 境 部	部 長	関 昇一郎
	環境エネルギー課長	古 川 浩
	水大気環境課長	中 山 哲 徳
	資源循環推進課長	丸 山 良 雄
市長会社会環境部会		
部会長	大町市長	牛 越 徹
	小諸市長	小 泉 俊 博
	茅野市長	柳 平 千代一
	長野市副市長	樋 口 博
	伊那市副市長	林 俊 宏
市長会事務局	局 長	市 川 武 二
	次 長	牧 章 一

平成28年度長野県市長会各部会議題一覧

【社会環境部会】(大町市・長野市・小諸市・伊那市・茅野市)

議 題		要望先	提出市	県所管課	時間 配分	意見交換要望市
健康福祉	1-1 国民健康保険事業に係る国の財政支援の拡充について	国	飯田市 駒ヶ根市	健康福祉政策課	20分	7市 上田市、岡谷市、 諏訪市、須坂市、 駒ヶ根市、塩尻市、 安曇野市
	1-2 国民健康保険制度改革準備事業における所要額の全額 国庫負担について	国	上田市	健康福祉政策課		2市 上田市、小諸市
	1-3 国民健康保険制度改革に係る国の財政支援の拡充等の 確実な実施について	国	佐久市	健康福祉政策課		10市 上田市、岡谷市、 小諸市、中野市、 大町市、飯山市、 茅野市、佐久市、 千曲市、東御市
	2 地域における産婦人科医の確保対策について	国・県	松本市	医療推進課	10分	10市 松本市、岡谷市、 須坂市、伊那市、 中野市、大町市、 飯山市、塩尻市、 東御市、安曇野市
	3 成年後見支援センター等への財政支援について	国・県	千曲市	介護支援課 地域福祉課	10分	4市 松本市、上田市、 諏訪市、千曲市
	4 県設置の地域支援力向上スーパーバイザー制度について	県	駒ヶ根市	障がい者支援課	10分	2市 飯田市、駒ヶ根市

環境	1	太陽光発電設備を適正に導入するためのガイドラインの策定について	県	上田市	環境エネルギー課	20分	10市	上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、飯山市、茅野市、安曇野市
	2	水道事業における生活基盤施設耐震化等交付金の予算確保について	国	上田市	水大気環境課	10分	6市	上田市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、東御市
	3	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について	国・県	長野市 他 16市	資源循環推進課	10分	14市	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市

【健康福祉 1-1】（1月副市長会議、4月総会採択）

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H27・4・16 第136回総会；上田市ほか)		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	国民健康保険事業に係る国の財政支援の拡充について		
提案市	飯田市、駒ヶ根市		
提案要旨	加入者の所得水準が低く財政的に安定しないという国民健康保険の構造的問題を解決するため、国民健康保険事業に対する国庫負担を増額されたい。 また、平成30年度の国庫負担の増額が実現するまでの間、暫定的措置として、国保財政基盤安定対策の追加補強を併せて講じることを要望する。		
提案理由	国保改革によって今年度から1,700億円の財政支援の拡充が行われる。平成30年度からは更に1,700億円の追加財政支援が行われる見込であり、市町村での法定外一般会計繰入が解消に向うものと期待されている。 しかしながら、法定外一般会計繰入を解消してもなお、被保険者の保険料負担が限界であることに変わりなく、企業負担が無いことによる被用者保険との保険者負担の格差は縮まらない。結局、構造的問題は残されたままであり、改革後も市町村国保は苦しい経営を強いられることになる。 平成30年を待つことなく、一刻も早い追加補強策を講じて、構造的な財政不安を取り除くことが、よりスムーズな広域化の実現に繋がる。		
現況及び課題等	飯田市では平成27年度の国保税率の算定に当たって、被保険者の負担増となる税の改定率を抑制するため、所得額の減少分について一般会計から基準外繰入を行った上で、あん分率の改定を市議会に提案した。平成27年度の一人当たりの調定額は、平成21年度と比べ15パーセント程度増加する見通しである。 また、基金がほぼ底をついた現状では、国保事業の運営は非常に厳しく、不安定な状況を余儀なくされている。 広域化を実現できたとしても、構造的な問題は解決されておらず、財政面での不安は、拭えない状況である。		
法令関係	国民健康保険法 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障制度改革プログラム法）		

【健康福祉 1-2】（7月副市長會議、8月總會採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (第 回総会； 市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	国民健康保険制度改革準備事業における所要額の全額国庫負担について		
提案市	上田市		
提案要旨	平成 30 年度からの国民健康保険制度改革に向けて、準備事業が本格化している。特に改革に向けたシステム改修には今後、高額の経費を要することから、所要額の全額国庫負担を要望する。		
提案理由	国民健康保険は資格・賦課・収納・給付など業務内容が多いことに加え、住民基本台帳や住民税、資産税等の各業務システムとの連携も必要であり、システム改修費用も高額となることが予想される。 平成 30 年度の改革に向けた主要なシステム改修については、平成 29 年度での予算措置を予定しているが、市町村保険者に負担が生じ、国民健康保険財政を圧迫することがないように所要額全額を国庫負担することが必要である。		
現況及び課題等	・国においては、アンケートで概算照会后、正式な所要額調査予定。 ・平成 28 年度に実施する国保事業納付金試算のための既存システム改修に関しては、所要額調査後に基準額内示され全額国庫負担の見込み。		
関係法令	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律		

【健康福祉 1-3】（7月副市長会議、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省
件名	国民健康保険制度改革に係る国の財政支援の拡充等の確実な実施について		
提案市	佐久市		
提案要旨	国民健康保険財政は、その構造的問題などから、不安定な状況を余儀なくされている。このことから、国民健康保険制度改革に係る国の財政支援の拡充等は、消費税率引上げ延期の影響を受けることなく、確実に実施することを求める。		
提案理由	国民健康保険財政は、高齢化の進行等により医療費が増大する一方で、低所得者の加入割合の増加等により、保険料（税）収入の確保が難しく、恒常的な収入不足となっていることから、今般の国民健康保険制度改革は、喫緊の課題である。 このような中、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率の再引上げが 2 年半延期される見込みであるが、国民健康保険制度改革における国の財政支援の拡充等については、消費税率引上げ延期の影響を受けることなく、確実に実施されることが必要である。		
現況及び課題等	佐久市国民健康保険では、「財政健全化計画」を策定し、平成 27 年度から一般会計からの基準外の繰入等を行い、国保税率等の見直しを含め、計画的に健全化を図ることとした。 しかしながら、依然として保険給付費等が大幅に伸びる一方で、国保税率等の収入の確保が追い付いていかず、今後も厳しい財政運営が見込まれている。		
関係法令	国民健康保険法 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律		

【健康福祉 2】（7月副市長会議、8月総会採択）

区分	☒ 新 規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☒ 県	担当部局	健康福祉部
	☐ その他	名 称	
件名	地域における産婦人科医の確保対策について		
提案市	松本市		
提案要旨	地方を中心に不足している産婦人科医を確保するため、地域枠推薦による医学部の卒業生が、県の指定する医療機関における初期臨床研修において産婦人科研修を必須とすることを要望する。 また、2020年度に厚生労働省が見直しを予定している医師臨床研修制度において、産婦人科を選択必修から必修科に戻すことを要望する。		
提案理由	松本地域における周産期医療に関するアンケート調査の結果、分娩に立ち会う産婦人科医の過度の負担と、将来の産科医療体制の維持が危惧される実態が明らかとなった。 中でも初期臨床研修において、産婦人科を選択しない研修医の割合が6割あったことから、産婦人科を専攻する入り口として、初期臨床研修を経験する機会を増やす等、抜本的な見直しが必要である。		
現況及び課題等	松本地域における周産期医療に関するアンケート調査結果 ○分娩医療機関対象調査 医師（常勤・非常勤を含む）１人当たりの最も多かった分娩件数 149.8 件 ※医師（常勤のみ）１人当たりの全国平均（日本産婦人科医会） 82.9 件 ○分娩に立ち会う医師対象調査 業務に負担や不安を感じている項目（複数回答） 「遅い帰宅時間となる長時間労働」 88.9% 「宿直明けの連続勤務」 72.2% ○初期臨床研修医対象調査 産婦人科を研修先として選択しない 61.4% 産婦人科を進路として希望する 0%		
法令関係			

【健康福祉 3】（7月副市長会議、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省 健康福祉部
件名	成年後見支援センター等への財政支援について		
提案市	千曲市		
提案要旨	高齢者等の成年後見制度による支援を継続的に実施できるよう、制度の利用相談・手続支援等を実施している成年後見支援センター事業に対して国・県からの財政支援を要望する。		
提案理由	成年後見支援センターの運営費等への費用については、これまで、国、県からの地域支援事業交付金を活用してきたが、今般、同事業交付金の活用範囲が厳密となり、事業への交付金の活用が困難となった。 特に、身寄りがなく、認知症等で判断能力が不十分な高齢者が、介護保険等のサービスを利用する上においては制度の利用は欠かせない状況であるが、家庭裁判所への後見制度申立てに至るまでには、高齢者の生活歴や状況を十分に把握する等を含めて専門的な検討や相談支援が必要である。 今後も成年後見支援センターによる相談支援が継続できるよう、センターの運営費等への国・県からの財政支援を要望する。		
現況及び課題等	【千曲市の現状】 ・ 制度の利用相談・手続支援を含めた制度の普及啓発等の事業を千曲市社会福祉協議会に委託し、「千曲市成年後見支援センター」を開設。 ・ 委託料：年額 280 万円、内 224 万円を介護保険特別会計より支出（財源構成：国 39%、都道府県・市町村各 19.5%、第 1 号被保険者保険料 22%） ・ 平成 27 年度の相談支援延件数 341 件、うち平成 26 年度からの継続相談支援延件数 299 件（いずれも、高齢者・障害者を併せた件数）		
法令関係	民法、老人福祉法		

【健康福祉 4】（1月副市長会議、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	 健康福祉部
件名	県設置の地域支援力向上スーパーバイザー制度について		
提案市	駒ヶ根市		
提案要旨	県は財政上の理由から平成27年度をもって「地域支援力向上スーパーバイザー」制度を廃止したが、県においては市町村と連携し、圏域の障がい者総合支援センターの円滑な運営に努めるとともに、併せて、自立支援協議会の活動を通じ、障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう総合的な支援体制の整備に努めることを要望する。		
提案理由	障がい者の自立支援のため地域でのネットワークづくり等を目的に、平成19年4月1日から設置されていた「地域支援力向上スーパーバイザー制度」を本年度末をもって廃止する旨の通知が、昨年10月1日付で県からあった。 上伊那では、障害手帳を持つ方が年々増える状況にあり、1市町村では対応が難しいケースも増えている中、広域で支援拠点の調整も行えるスーパーバイザーは今後必要である。 昨年度も、県は「精神障害者の地域移行支援を行うコーディネーター」を廃止したが、精神科病院から地域移行をする障がい者への支援は不可欠であり、上伊那圏域では市町村で経費負担をして配置を続けている状況にある。		
現況及び課題等	(1) スーパーバイザーの業務（県要綱） ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整 ・相談支援従事者従事者等のスキルアップに向けた指導 ・地域の社会資源の点検、開発に関する援助等 (2) 上伊那圏域における活動の状況 年間99時間が目安のところ、上伊那圏域では、平成26年度 148.5時間、平成27年度（4～8月時点）50.5時間となっている。		
法令関係	地域支援力向上スーパーバイザー等設置要綱		

【環境 1】（7月副市長會議、8月總會採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H27・4・16 第 136 回総会; 伊那市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	環境部
	☐ その他	名称	
件名	太陽光発電設備を適正に導入するためのガイドラインの策定について		
提案市	上田市		
提案要旨	本県は、日照時間が長く、太陽光発電設備の立地に適している一方で、森林の面積が約 8 割を占める山岳県である。 太陽光発電設備の山林などへの設置においては、防災や景観、環境等の面で様々な問題が生じており、地域住民の安全・安心な生活環境を脅かす懸念があることから、県と市町村が連携した対応をするため、事業者に対する長野県内全域を対象とした「太陽光発電設備の適正導入ガイドライン」の策定を要望する。		
提案理由	昨年度、「長野県環境影響評価条例」が改正され、森林区域における敷地面積 20 ヘクタール以上の太陽光発電設備については、環境影響評価の対象事業となった。しかし、太陽光発電設備は、住宅や工場等の建築物とは異なり、急峻な山林であっても設置が可能で、パネルは流出係数が高く、雨水流出量が増加することから、小規模な施設であっても周囲の環境に影響を及ぼすおそれがある。 また、土砂災害警戒区域内や同特別警戒区域内であっても、その設置についての規制が無いため、開発事業者の一方的な都合により設置が計画され、災害を誘発する危険性が増すとの理由から、下流域に暮らす地元住民が、反対運動を行っているケースもある。 さらに、平成 28 年 3 月末の本県における 10 キロワット以上の事業用太陽光発電施設は、固定価格買取制度以降、出力ベースで約 57.4 万キロワットが稼働しているが、認定を受けている設備は、約 172.8 万キロワットとなっていることから、今後、さらに多くの設備が設置される見込みであり、これに伴い更なる問題が生じることが懸念される。 そのため、他の建築物とは異なる特性を持つ太陽光発電設備については、その特性ゆえに生じる問題に対処し、用地選定等の計画段階から設置後に至るまでのフローや注意事項を明示することにより、太陽光発電事業者の自主的な取組を促すルールが必要であると考えます。		

現況及び課題等	太陽光発電設備は、建築基準法上の工作物には当たらないため、同法の規制は勿論のこと、都市計画法の規制も受けず、その設置に関する規制については、直接的な法規制がない状況である。 そのため、当市においては、再生可能エネルギー推進の立場もあることから、再生可能エネルギーの利用推進を図ることとの整合や、周辺環境に配慮し秩序ある開発を促す意味において、太陽光発電設備を設置するための技術的基準を含めた、“設置のためのルールや手順”を規定した、「太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」を昨年10月に施行した。 現在、市内3か所の太陽光発電設備建設計画について、その建設計画が土砂災害警戒区域、または土砂災害特別警戒区域の、直上流部及びその周辺部で計画されているため、これらに起因した災害発生を危惧し、地元住民による建設反対運動が展開されている。
関係法令	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、建築基準法、土砂災害防止法、環境影響評価法、長野県環境評価条例、環境基本法、長野県環境基本条例、森林法

【環境 2】（7月副市長会議、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省
件名	水道事業における生活基盤施設耐震化等交付金の予算確保について		
提案市	上田市		
提案要旨	水道事業においては、老朽化した施設の更新や防災・減災に資する強靱な水道とするための耐震化が急務となっているが、当該交付金の当初内示は、昨年度、今年度と2年続けて厳しい状況であり、水道水の安定供給に支障を来たすおそれがあるため、十分な当初予算の確保を要望する。		
提案理由	熊本地震では、最大40万戸を超す断水が生じる甚大な被害が生じている。このため、災害時でも継続的かつ安定的に水道水を提供できるように、地震等に耐えうる強靱な施設を整備していく必要があり、当市では、当該交付金を活用して簡易水道統合整備、老朽管更新、耐震化等を進めている。 しかし、当該交付金の当初内示は、昨年度、今年度と2年連続で要望額を大幅に下回る状況となっており、施設の耐震化等は遅れる一方で安心安全な水道水の供給に支障を来たすおそれがある。このため、計画的に事業が執行できるよう、十分な当初予算の確保を要望する。		
現況及び課題等	水道事業では、人口減少や節水意識の高まりなどにより料金収入が減少する一方で、老朽化の進行に伴う施設の更新、耐震化等に対する費用の増加が見込まれており、経営環境は一層厳しさを増している。このような状況の下、自主財源だけで耐震化等の事業を進めていくことは困難であるため、当該交付金の当初予算の確保を要望する。 上田市の当該交付金の要望額に対する内示額の割合 平成28年度 64% 平成27年度 71% （当市の平成28年度の当該交付金の内示は、全額が国の平成27年度補正予算の繰越分）		
法令関係			

【環境 3】（7月副市長會議、8月總會採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H28・4・21 第 138 回総会:長野市ほか 16 市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省、財務省、環境省
	☒ 県	担当部局	環境部
	☐ その他	名称	
件名	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、千曲市、須坂市、中野市、上田市、東御市、佐久市、大町市、安曇野市、岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、飯田市、松本市、塩尻市		
提案要旨	循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されるよう求める。 全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。		
提案理由	・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・ごみ処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等高額な費用がかかるが、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合には交付金の交付対象となっていない。 ・また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、交付金による支援範囲の拡充が必要である。		

【長野広域連合】

- ・長野広域連合では、平成 30 年度中の稼働を目標に、ごみ焼却施設 2 施設（長野市・千曲市）、最終処分場 1 施設（須坂市）を整備する計画を進めている。
- ・長野市に計画するごみ焼却施設は、建設地元区に対し協力を要請して以来、約 7 年の長きにわたり、地元協議や説明会等、多大な労力を費やし、ようやく平成 25 年 3 月に地元区と建設に関する協定を締結し建設同意に至ったが、現施設の老朽化から早急に施設整備を進める必要がある。
- ・長野広域連合が計画する「ごみ処理施設整備事業」の財源には交付金が不可欠であるが、今年度の当初交付内示額は要望額の約 94 パーセント（27 年度は約 87 パーセント）であった。本年度からは、本格的な施設の建設工事に着手しており、計画どおりの事業推進を図るためには交付金要望額の満額確保が必要である。
- ・本体工事に対する交付金が削減された場合、本市のみならず長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・須坂市に計画する最終処分場も、建設地元区に対し協力を要請してから足かけ 7 年にわたる協議の結果、ようやく平成 27 年 12 月に建設に関する基本協定の締結に至ったところである。
- ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費や住民理解を得るための周辺整備に要する費用、廃止される既存の廃棄物処理施設の解体費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を進めるうえでの負担要因となっている。

【北信保健衛生施設組合】

- ・中野市、山ノ内町、長野市（旧豊野町区域）、小布施町の可燃ごみは、北信保健衛生施設組合のごみ焼却施設（東山クリーンセンター）で処理している。
- ・当該施設は平成 10 年 4 月から稼働しているが、老朽化が進行しており、将来にわたり適正かつ安定的なごみ処理を行うため、平成 24 年 2 月に長寿命化計画を策定し、基幹的設備改良事業を実施することとした。
- ・ごみ処理システムの変更及び主要機器の新設・更新を行うため、平成 26 年度から基幹的設備改良工事に着手し、平成 28 年度中の工事完了を目指している。
- ・本事業の財源となる循環型社会形成推進交付金の内示額は要求額に届かず、その財源は構成自治体へ転嫁されることとなる。
- ・国においては、厳しい自治体運営の状況を斟酌し、必要な予算確保をされるよう強く要望するものである。

【上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した新たな建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、住民理解を得るための周辺整備に要する費用、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、平成31年度の稼働を目標に、老朽化した既存2施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）を整備する計画を進めている。
- ・施設の早期建設に向け、現在、施設建設・運営事業者の選定等を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、本年度から施設用地の造成工事に着手しているが、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

【北アルプス広域連合】

- ・北アルプス広域連合のうち池田町、松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、平成30年8月の稼働を目標に、老朽化した大町市、白馬村の既存2施設のごみ焼却施設を統合し、新処理施設（名称：北アルプスエコパーク、建設地：大町市）の建設を進めている。
- ・施設の早期建設に向け、現在、造成工事の発注準備及び施設建設・運営事業者の選定等を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。

【穂高広域施設組合】

- ・安曇野市の一般廃棄物中間処理(ごみの焼却処理等)は、一部事務組合である穂高広域施設組合(安曇野市・池田町・松川村・生坂村・麻績村・筑北村の6市町村で構成)の穂高クリーンセンターで行っている。現施設は、稼働から既に21年が経過し、施設の更新整備に向けて、穂高広域施設組合では、平成27年12月、循環型社会形成推進地域計画を策定した。

「新ごみ処理施設整備事業」の財源にはこの交付金が不可欠であるため、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。

- ・穂高広域施設組合では、平成33年度の稼働を目標に、ごみ焼却施設(熱回収施設)を更新整備するため、平成27年12月、循環型社会形成推進地域計画を策定しているが、施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。
- ・また、新施設稼働後は、管理面及び景観の点からも、廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、組合組織市町村で負担する解体費用すべてを一般財源で賄わなければならない、財源確保が大きな課題となっている。

【湖周行政事務組合】

- ・現在、岡谷市、諏訪市、下諏訪町のごみを共同処理するため、各市町で構成する湖周地区事務組合で一般廃棄物共同施設の整備を行っている。
- ・組合で行っている中間処理施設の焼却施設整備は平成25年度から解体工事及び造成工事に着手、平成26年9月から本体工事に着手し、平成28年11月の完成に向けて工事を進めている。
- ・平成28年度は、この焼却施設整備の最終年度となることから、十分な予算確保を要望している。
- ・今後、最終処分場の建設を進めていくなかで、工事費に加え、用地補償費や周辺環境整備等に多くの費用が必要となる。
- ・建設期間中の岡谷市のごみ処理を諏訪市、下諏訪町等へ委託しているため、事業の遅延は許されない。加えてインフレスライド条項の適用に伴う工事費の増も市の財政を圧迫している。交付金の圧縮は事業の遅延のみでなく、構成市の行財政全体の運営に多大な影響を及ぼすこととなる。

【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・構成3市町村では、最終処分場の残余容量が少ないこと、また、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（リサイクル施設）の老朽化が著しいことから、両施設の整備が喫緊の課題となっている。こうしたことから平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は平成31年度、最終処分場は平成32年度とされている。
- ・現在、施設整備に向け3市町村の協議を行っているが、平成28年度からの事業着手を予定し、併せて、諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を予定している。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内の一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、候補地決定以来これまでに8年をかけて、ようやく建設着手にこぎつけた。
- ・現在、施設整備と運営事業を実施する事業者が実施設計を進めており、10月から本格的に施設建設等を実施すべく準備を進めている。
- ・今後、平成30年度中の稼働を目標に施設建設が本格化するが、全国的にも施設の更新時期が重なることから、国の予算確保と財政支援に不安がある。
- ・国の当初予算において要望額に見合った予算確保がなされなければ、構成市町村の財政は大変厳しい状況になると心配される。
- ・当該交付金の減額は、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすとともにこのことによる事業の遅れは許されない状況であり、市民の安全安心な暮らしを脅かしかねない。

現況及び課題等	【南信州広域連合】 ・南信州広域連合（根羽村を除く 13 市町村）では、平成 29 年 12 月に稼働する予定で新焼却場の建設整備を進めており、財源は循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金で行われ、平成 28 年度以降、建設工事の本格化に伴い交付金額も増大する。 ・飯田市は新焼却場建設費の負担金のうち約 6 割を負担する予定であり、実施年度以降、確実な交付が見込まれない場合は、財政運営に重大な影響を及ぼすこととなり、当該事業の推進はもとより、他の行政事業にも影響を及ぼすことになる。住民サービスの低下を招かないためにも、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることが必要となる。 ・既に新焼却場の建設・運営事業に契約着手しているため、事業に支障が出ないように確実な交付を要望するとともに、周辺環境整備費への交付対象拡大も併せて要望する。 【松塩地区広域施設組合】 ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成 23 年 12 月に策定した松塩地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。 ・この計画は、現有施設の長寿命化を図ることが重要となっており、そのために適切な管理と計画的な補修を行い、一般廃棄物を安定的かつ安全に処理できる体制を確保するものである。 ・ごみ処理施設は平成 29 年度、し尿処理施設は平成 28 年度の竣工を目標に、既に工事に着手している。また、本年度は、廃止した焼却施設の解体工事に着手する予定であり、解体後の建築工事の実施設計にも着手する予定である。 ・これらの事業は交付金を財源としており、予定した財源が確保できない場合、事業の遅延は勿論のこと、組合構成市村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱